

重要事項説明書

指定居宅介護支援事業所
ケアプラン しろやま

指定居宅介護支援事業所
ケアプラン しろやま
重要事項説明書

介護保険指定事業所
(綾瀬市指定)
第 1474400908 号

1 事業者

事業者名称	合同会社 城山の実
代表者指名	代表社員 篠塚 千晴
法人所在地（連絡先及び所在地）	〒252-1123 神奈川県綾瀬市早川 2221-5 TEL 0467-77-2470 FAX 0467-77-2428
法人設立年月日	平成 29（2017）年 10 月 17 日

2 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定居宅介護支援事業所ケアプラン しろやまが行う指定居宅介護（予防）支援事業所の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態、要支援状態にある高齢者に対して、適正な指定居宅介護（予防）支援を提供することを目的とする。
運営の方針	利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が住み慣れた地域で可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を送れるよう、各サービス事業者との連携を図り、総合的なサービスを中立公平な提供に努める。

3 概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名称	ケアプラン しろやま
介護保険指定 事業者番号	綾瀬市指定 第 1474400908 号
事業所所在地	〒252-1123 神奈川県綾瀬市早川 2221-5
連絡先相談担当者名	篠塚 千晴 TEL 0467-77-2470 FAX 0467-77-2428
サービス提供地域	綾瀬市 藤沢市用田、葛原、菖蒲沢、下土棚、長後、高倉、湘南台、海老名市国分寺台、浜田町、大谷、杉久保

(2) 勤務体制（営業日及び営業時間）

営業日	平日 月曜日～金曜日
営業時間	9：00～18：00
休日	土曜日・日曜日・祝日 * 夏季休暇（8/13～8/15）年末年始（12/28～1/3）

(3) 職員体制

職種	職務内容	人員
管理者	業務内容調整、業務管理、請求業務	1名（常勤兼務）
主任介護支援専門員	相談業務、訪問、指定居宅介護（予防）支援サービス計画作成、アセスメント、モニタリング、課題分析、サービス担当者会議、評価、介護認定申請代行、医療及び各サービス事業者との連携、研修（市町村・神奈川県）、認定調査	1名（常勤兼務） 1名（非常勤）

(4) 居宅介護支援サービスの実施概要

事項	備考
課題分析の方法	厚生省の標準課題項目に準じて最低月1回（テレビ電話等利用がある場合は2月に1回）は利用者の居宅を訪問し、適切な期間に計画の実施状況の把握を行う
研修の参加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に参加
居宅サービス計画の作成	利用者および家族に対して説明をし文書により利用者の同意得た上でサービス事業者等との連絡をします。
サービス事業者との連絡調整	利用者が介護保険施設などへの入所等を希望した場合は、施設への紹介その他の便宜をはかります。又、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への移行が潤滑に行なわれるよう連絡調整を行います。
給付管理票作成	介護保険法に基づき作成します
要介護（支援）認定申請の代行	利用者および家族が希望する場合認定申請の代行を行います。
相談業務	医療に関する相談や本人の精神的な相談および介護者（家族）からの相談を承ります。

(5) 事業者が有する介護保険法令に基づき神奈川県知事から指定された他事業

事業所名称	訪問看護ステーション 蘭
介護保険指定 事業者番号	綾瀬市指定 第 1474401153 号

事業所所在地	〒252-1123 神奈川県綾瀬市早川 2221-5
--------	-------------------------------

(6)利用料等

- ①指定居宅介護支援を提供した場合の利用額は厚生労働大臣が定める基準とする。
 法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。
- ②実施地域を超えた場合には実施地域を超えた所から 1 kmあたり 20 円の交通費を徴収する。
 (但し、自家用車を利用する)

4 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

(1) 当事業所相談窓口

相談窓口	ケアプラン しろやま
担当者	篠塚 千晴
電話・FAX 番号	電話/0467-77-2470 FAX/0467-77-2428
対応時間	9:00~18:00

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者およびサービス事業者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果および具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めます。

(3) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

サービス事業者よりの対応状況も正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、よりよいサービスが提供されるよう、十分な話し合い等を実施します。また、定期的にサービス事業者を訪問し、円滑な対応が図れるようにします。

(4) 苦情申立機関が下記のとおり設置されております。

外部苦情相談窓口

綾瀬市役所 高齢介護課 介護保険担当	所在地 綾瀬市早川 550 電話番号 0467-77-1111 直通0467-70-5636 対応時間 8:30~17:00
藤沢市役所 福祉部 介護保険課	所在地 藤沢市朝日町 1-1 電話番号 0466-25-1111 直通0466-50-8270 対応時間 8:30~17:30
海老名市役所 介護保険課	所在地 海老名市勝瀬 175-1 電話番号 046-231-2111 直通046-235-4952

	対応時間	8：30～17：15 第1, 3 (土) 8：30～12：00
神奈川県国民健康保険団体連合会 神奈川県国民健康保険 介護保険課介護苦情相談係	所在地 電話番号	横浜市西区楠町 27-1 神奈川県国保会館 045-329-3447
	対応時間	8：30～17：15

5 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合は、下記のと通りの対応を致します。

① 事故発生の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村（保険者）に報告します。

② 処理経過及び再発防止策の報告

① の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し

市町村（保険者）に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証をおこない、再発防止に努めます。

③ 事故及び事故に際して取った処置について記録します。

④ 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

6 緊急時の対応方法

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

医療機関等 (かかりつけ医)	病院名 所在地 主治医氏名 連絡先 TEL	F A X
緊急時連絡先 (ご家族)	① 氏名 電話 ② 氏名 電話	(続柄) (続柄)

7 主治の医師および医療機関との連絡

事業者は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。（入院時にはご本人またはご家族から当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。）

8 他機関との各種会議等

- ① 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を行います。
- ② 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の「同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施します。

9 秘密の保持・個人情報の取り扱いについて

- ① 事業者は、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者および家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ② 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者および家族の個人情報を用いません。
- ③ 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。
- ④ 事業者は、職員であったものが、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう退職後においても、これらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容に定めている。

10 利用者自身によるサービスの選択と同意

- ① 利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。
 - ・指定居宅介護支援の開始に際し、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
 - ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
 - ・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。
- ② 末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサー

ビス内容の調整等を行います。

11 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体勢での早期の業務再開をはかるための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しをおこない、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発症し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

13 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその発生を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等をつつようして行う事ができるものとします）を定期的に行うとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的に行います。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

14 ハラスメント防止指針

ハラスメントをしない、させない、許さない、見逃さないために取り組みを致します。

- ① ハラスメントの解決のために相談者や事実関係者の確認や協力に対し、不利益な取り扱いを致しません。又、プライバシーを守り対応します。
- ② 全ての人々の人権・人権を尊重し、差別やセクシャルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント等の行為を発生させない様、風土づくりを心がけます。

介護予防・日常生活支援総合事業の利用については要介護認定を受けた要支援1・2のご利用者が対象となります。

- ① 介護予防支援業務の一部を地域包括支援センターより、委託を受け、情報共有しながら行います。(最低3か月に1回の訪問、月1回の電話でのモニタリング)

15 指定居宅介護支援事業所の提供方法

- ① 課題の分析について使用する課題分析の方法は MDS-HC 方式を用いて行います。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅又は事業所の相談室において利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法などについて、理解しやすいよう説明を行うと共に相談に応じます。

改正

令和3(2021)年4月1日
令和4(2022)年4月1日
令和5(2023)年7月31日
令和6(2024)年2月1日
令和6(2024)年4月1日
令和7(2025)年4月1日

当事業者は、居宅介護支援の提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。

この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が署名・押印の上、各自1通を保有するものとします。

年 月 日

居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

事業所 名称 指定居宅介護支援事業所 ケアプラン しろやま
所在地 〒252-1123 綾瀬市早川2221-5
電話番号 0467-77-2470 FAX 0467-77-24

28

管理者 篠塚 千晴 印

説明者 介護支援専門員 篠塚 千晴 印

年 月 日

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援の提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏 名

印

代理人 住所

続柄

氏名 印

()

別紙 1

利用料金及び居宅介護支援費

居宅介護支援費Ⅰ

介護予防支援費		要支援 1・2	442 単位
		委託連携加算	300 単位
居宅介護支援費 (i)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 未満である場合又は 45 以上である場合において、45 未満の部分	要介護 1・2	1086 単位
		要介護 3・4・5	1411 単位
居宅介護支援費 (ii)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 以上である場合において、45 以上 60 未満の部分	要介護 1・2	544 単位
		要介護 3・4・5	704 単位
居宅介護支援費 (iii)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 以上である場合において、60 以上の部分	要介護 1・2	326 単位
		要介護 3・4・5	422 単位

居宅介護支援費Ⅱ

居宅介護支援費 (i)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 50 未満である場合又は 50 以上である場合において、50 未満の部分	要介護 1・2	1086 単位
		要介護 3・4・5	1411 単位
居宅介護支援費 (ii)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 50 以上である場合において、50 以上 60 未満の部分	要介護 1・2	527 単位
		要介護 3・4・5	683 単位
居宅介護支援費 (iii)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 50 以上である場合において、60 以上の部分	要介護 1・2	316 単位
		要介護 3・4・5	410 単位

利用料金及び居宅介護支援費 [減算]

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中等（指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与）	1月につき200単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 運営基準減算が2月以上継続している場合 算定できない	基本単位数の50%に減算

特定事業所加算

	算定要件	加算 (Ⅰ) (519 単位)	加算 (Ⅱ) (421 単位)	加算 (Ⅲ)) (323 単位)	加算 (A) (114 単位)
①	常勤かつ専従の主任介護支援専門員を 1 名以上配置していること		○	○	○
②	常勤かつ専従の主任介護支援専門員 2 名以上配置していること	○			
③	常勤かつ専従の介護支援専門員を 3 名以上配置していること	○	○		
④	常勤かつ専従の介護支援専門員を 2 名以上配置していること			○	
⑤	常勤かつ専従の介護支援専門員を 1 名以上、専従の介護支援専門員を常勤換算で 1 名以上配置していること (非常勤は他事業所との兼務可)				○
⑥	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項を目的とした会議を定期的に行うこと	○	○	○	○
⑦	24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○ (連携でも可)
⑧	算定日が属する月の利用者総数のうち要介護 3～要介護 5 であるものが 4 割以上であること	○			
⑨	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	○	○	○	○ (連携でも可)
⑩	地域包括支援センターから支援困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○
⑪	地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	○	○	○	○
⑫	運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○

⑬	介護支援専門員 1 人あたりの利用者の平均件数が 40 名未満（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は 45 名未満であること）	○	○	○	○
⑭	介護支援専門員実務研修における科目等に協力体制を確保していること	○	○	○	○ (連携でも可)
⑮	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施していること	○	○	○	○ (連携でも可)
⑯	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画書を作成していること	○	○	○	○

特定事業所医療介護連携加算 125 単位

	算定要件
①	前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間、退院退所加算の算定における病院及び介護保健施設との連携の回数の合計が 35 回以上であること
②	前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を 5 回以上算定していること
③	特定事業所加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）のいずれかを算定していること

加算について

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300 単位
入院時情報連携加算（Ⅰ）	病院又は診療所に入院してから 3 日以内に当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200 単位
入院時情報連携加算（Ⅱ）	病院又は診療所に入院してから 4 日以上 7 日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	100 単位
イ) 退院・退所加算（Ⅰ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450 単位

ロ) 退院・退所加算 (I) ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600 単位
ハ) 退院・退所加算 (II) イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600 単位
二) 退院・退所加算 (II) ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	750 単位
ホ) 退院・退所加算 (III)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること	900 単位
通院時情報連携加算	利用者が医師の診察を受けると際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合	50 単位
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者を提供した場合算定	400 単位
緊急時居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	400 単位

* その他の費用について

介護支援専門員が通常の業務実施地域を越える地域に、訪問、出張する必要がある場合は、運営規定の定めに基づき、交通費の実費を請求致します。

別紙 2

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下のとおりです。

- ① 前 6 か月間 (2025 年 3 月～2025 年 8 月) に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	35%
通所介護	55%
地域密着型通所介護	20%
福祉用具貸与	70%

② 前6か月間（2025年3月～2025年8月）に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

訪問介護	介 護 隊	ら く ら く ナ ウ	蘭
	38%	20%	8%
通所介護	ツ ク イ	ひ ま わ り	ま な て
	23%	13%	13%
地域密着型通所介護	菜 の 花	サ ロ ン デ イ	だ ん ら ん
	27%	27%	16%
福祉用具貸与	メ ディ ケ ア 大 和	フ ラ ン ス ベ ッ ド	サ ク ラ サ ー ビ ス
	37%	13%	9%